

東通村農業委員会「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」募集

農業委員会等に関する法律により、各委員の募集（推薦及び応募）をいたします。

- 1 募集人数 (1) 農業委員 (村内全域) 9名
(2) 農地利用最適化推進委員 ①～③担当地区各1名 3名
①第1地区（大字大利、大字目名）
②第2地区（大字蒲野沢、大字野牛、大字岩屋、大字尻屋、大字尻労）
③第3地区（大字猿ヶ森、大字砂子又、大字田屋、大字小田野沢、大字白糠）

2 任用期間 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

3 身 分 東通村特別職の職員で非常勤

4 職務内容

【農 業 委 員】農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務、耕作放棄地の解消指導、現地調査業務等

【農地利用最適化推進委員】農地利用最適化の推進、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動、現地調査業務等

5 委員報酬 東通村規定による

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第8条第4号に該当しない者。
(2) 東通村の職員でない者。ただし特別職にある者はこの限りでない。
(3) 満20歳以上で、村内に住所を有している者。

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類（住民票）を添えて、郵送または持参により、東通村農業委員会事務局までご提出ください。

- (1) 提出書類（募集要項、様式については農業委員会事務局まで問い合わせ下さい）
・ 農業者等（個人）3名以上が推薦する場合 各様式1
・ 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 各様式2
・ 応募する場合 各様式3
- (2) 添付書類
推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内の本籍と戸籍の筆頭者記載のもの）
- (3) 提出先
提出書類は、郵送または持参により、下記問い合わせ先へ提出してください。
- (4) 受付期間
令和2年2月3日（月）から令和2年3月6日（金）まで【期限内必着】
※持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

問合せ先

〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5番地34 東通村農業委員会事務局 ☎0175-27-2111